

固定資産税の納税通知書の発送

令和7年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を4月10日(木)に発送します。お手元に届きましたら課税明細書を確認し、納期限までに納付してください。

共有名義の場合、代表者以外には共有者用の納税通知書を発送します。なお、納付書は代表者に送付します。郵便局では、土・日曜、祝日の普通郵便の配達を休止しています。また、配達日数の繰り下げがおこなわれているため、配達に1週間程度かかる場合があります。

※よくある質問は市ホームページをご覧ください。

問合せ=税務課 固定資産税第1係・第2係(内線284~287)



市税に関するお知らせ

◆収納可能な金融機関等に関する変更

令和7年1月1日から、中京銀行は「あいち銀行」に名称変更されました。また、4月30日をもって、「LINE Pay」はサービスを終了します。

◆軽自動車税車検用の納税証明書

軽自動車の車検の際、納税証明書が原則不要になったため、以前、口座振替で軽自動車税を納付した人にお送りしていた納税証明書は、現在お送りしておりません。市税の納付方法
口座振替で納付する人で、6月上旬に車検を受けられるときは、ご相談ください。

問合せ=納税に関すること 税務課 納税推進係(内線273~276)、証明書発行に関すること 税務課 庶務係(内線272・277)



令和7年度国民年金保険料の納付書の発送

4月上旬に、日本年金機構より令和7年度国民年金保険料の納付書が送付されます。納期限までに、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、電子納付、スマートフォンアプリで納めてください。市役所では納付できません。

令和7年度国民年金保険料=17,510円(月額)

※前納される場合は納期限にご注意ください。

※現在口座振替等を利用している人には、別途通知が送付されますので確認してください。

※保険料の免除等を考えている人は、申請の手続きをしてください。

※現在全額免除を承認されている人は、6月まで承認となるため、4月には納付書が送付されません。一部免除を承認されている人は、4~6月分の一部免除額の納付書が送付されます。

問合せ=奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1371)
(保険年金課)

令和7年度「学生納付特例制度」の申請受付は4月開始！お早めに！

収入がない等の理由で保険料納付が困難な場合、学生には、本人の申請により在学期間中の保険料を納付猶予し、後から納めることができる「学生納付特例制度」があります。

対象=大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・特別支援学校・専修学校および各種学校等の学生

※夜間・定時制・通信課程の人も含みます。各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります。私立の各種学校は、都道府県知事の認可を受けた学校に限ります。本人の所得の審査があります。

承認期間=令和7年4月~令和8年3月

手続=年金事務所から送付の学生納付特例申請(ハガキ)に必要事項を記入して返送

※初めて申請する人やハガキが届かなかった人は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など)と学生証(写しでも可)を持参して、市役所保険年金課国民年金係窓口へ。マイナポータルから電子申請可。

※申請が遅れると、申請日前に起こった事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合があります。

◆追納しましょう

納付猶予期間は、納付した期間に比べ受け取る年金額が少なくなります。10年以内であればさかのぼって納付(追納)することができます。将来の年金額を増やすためにもお勧めします。

※保険料の追納には、申込書の提出が必要です。承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

問合せ=奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1371)
(保険年金課)

公有地の売払いを行います

市内9カ所の公有地を、インターネット上の公有財産売却システムを利用し、売払いします。

参加申込期間=4月14日(月)13時~5月1日(木)14時

入札期間=5月20日(火)13時~5月27日(火)13時

入札確定日=5月29日(木)17時

※現況有姿引渡となります。詳しくは、市ホームページで4月14日(月)以降にご確認ください。

問合せ=手続きに関すること 総務課管財係(内線254)、物件に関すること まちづくり事業課(内線631)

不動産表示登記無料相談会

日時=4月16日(水)14時~16時

場所=奈良市中部公民館3階 視聴覚室

内容=境界問題、表示登記に関する相談会

※対面(来館)。※完全予約制、要電話予約。

問合せ=奈良県土地家屋調査士会(☎0742-22-5619)
(税務課)